

令和 4 年 6 月 14 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月14日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第3号 令和3年度南知多町一般会計予算繰越明許費について
- 日程第5 議案第33号 公有水面埋立てに対する意見について（大字篠島）
- 日程第6 議案第34号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第7 議案第35号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第36号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第37号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第38号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 請願第2号 「消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 森 | 宏 | 子 | 2番 | 山 | 本 | 優 | 作 | |
| 3番 | 鈴 | 木 | 浩 | 二 | 4番 | 片 | 山 | 陽 | 市 |
| 5番 | 小 | 嶋 | 完 | 作 | 6番 | 内 | 田 | 保 | |
| 7番 | 石 | 垣 | 菊 | 蔵 | 8番 | 服 | 部 | 光 | 男 |
| 9番 | 藤 | 井 | 満 | 久 | 10番 | 吉 | 原 | 一 | 治 |
| 11番 | 榎 | 戸 | 陵 | 友 | 12番 | 石 | 黒 | 充 | 明 |

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦 副 町 長 中 川 昌 一

| | | | |
|----------------|------|-------------------|------|
| 総務部長 | 高田順平 | 総務課長 | 坂口増和 |
| 防災危機管理室長 | 石黒俊光 | 税務課長 | 内田純慈 |
| 企画財政課長 | 滝本功 | まちづくり推進室長 | 山本剛資 |
| 建設経済部長 | 滝本恭史 | 建設課長 | 山本剛 |
| 産業振興課長 | 奥川広康 | 水道課長 | 坂本有二 |
| 厚生部長 | 大岩幹治 | 住民福祉課長 兼保険年金室長 | 山下忠仁 |
| 健康介護課長 | 田中直之 | 健康子育て室長 | 相川和英 |
| 環境課長 | 富田和彦 | 教育長 | 高橋篤 |
| 教育部長 | 鈴木淳二 | 学校教育課長 | 鈴木和芳 |
| 社会教育課長 | 森崇史 | 学校給食 センター所長 | 宮地利佳 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 山本有里 | | |

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保美保 主 査 小坂有一

[開会 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中、6月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、皆さんの身近な軒先ではツバメの子育て真っ盛り。ふ化したひなが、親鳥が運ぶ餌を求め、小さな鳴き声があちらこちらで聞こえます。そして、梅雨の時期と相前後して1回目のひなの巣立ちも始まりますが、私たちには我慢の1か月の始まりとなります。しかし、成長した若いツバメたちだけの集団生活がスタートする頃、さんさんと降り注ぐ太陽の下、南知多町が一番輝く季節を迎えます。今年の夏にはコロナが退散することを期待したいと思っております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において9番、藤井満久議員、10番、吉原一治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきまして御報告させていただきますとともにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症は、第6波の影響で町内においても感染が拡大し、特に3月は1か月で223人が感染し、中でも子ども世代の10代未満が感染者の4分の1を占め、小学校や保育所で学級閉鎖が行われるなど大変厳しい状況となりました。現在、感染者は減少傾向にありますが、愛知県下では厳重警戒での感染防止対策を行っており、感染拡大の抑制に取り組んでいるところでございます。

国よりマスク着用につきまして、屋外での着用緩和などの指針が示されていますが、町民の皆様におかれましては状況に合わせたマスクの着用をしていただくとともに、引き続き手指消毒や3密の回避、換気など日常的な感染予防の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナワクチンの3回目の接種につきましては、1月27日より集団接種を開始し、6月13日現在1万1,571人、対象者の81.3%の方が接種を終えております。4回目の接種につきましては6月30日から行ってまいります。対象者の方は、感染予防、重症化予防のため接種いただきますようお願い申し上げます。

今後も感染状況によりまして必要な対策を講じてまいりますので、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻せるよう御協力をお願い申し上げます。

次に、第7次南知多町総合計画に基づく行財政マネジメントにおける業務改善の取組について報告させていただきます。

昨年度、役場内での横断的な取組としまして、職員による業務改善提案「みなみちたグッジョブ運動」を実施いたしました。その提案の中から今年度実施している取組について報告をさせていただきます。

まず、業務効率を高めることを目的として、1年を通じてノーネクタイやスニーカーなど働きやすい服装での勤務を可能とする「ミナミチタスタイル」の取組、所属課以外からの応援要請を受けた会計年度任用職員に、所属業務の空き時間を活用して事務補助に入っていただく取組、そして本庁舎3階事務室において、個人の固定席を設けないフリーアドレスを導入する取組などを実施しております。また、役場事務におけるペーパーレス化を推進するため、電子決済を導入いたしました。今後もこうした取組による効果や課題の検証を行い、さらなる業務効率化を図り、町民サービスの向上に努めてまいります。

最後に、師崎山ノ神一時避難場所の利用開始について報告させていただきます。

津波襲来時の高台避難場所として師崎鳥西地区で不足する125平米の広場と避難路の整備が完了し、4月1日より避難場所として利用できるようになりました。師崎区ではこの場所を利用し、住民の津波避難訓練を行っていただく予定でございます。今後も町民が安全・安心に暮らせるよう、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、報告1件及び公有水面埋立てに対する意見についてをはじめ6議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第3号の令和3年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

議案第33号の公有水面埋立てに対する意見につきましては、愛知県が行う篠島漁港区域内の公有水面埋立免許の出願に伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、

愛知県知事から町長の意見を求められたことにつきまして、同条第4項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第34号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名の方が令和4年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするものでございます。

議案第35号の南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、（仮称）南知多町立統合中学校を令和5年4月に開校するに当たり、学校名を正式名称に定めるため、令和5年4月1日に施行する改正条例の一部を改正するものであります。

議案第36号の南知多町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、令和4年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,595万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,904万6,000円とするものであります。

議案第38号は、令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の補正は、収益的収入の予定額を48万4,000円増額し、7億3,218万6,000円に、また収益的支出の予定額を48万4,000円増額し、6億9,337万2,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第3号 令和3年度南知多町一般会計予算繰越明許費について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第3号 令和3年度南知多町一般会計予算繰越明許費についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

報告第3号 令和3年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきましては、資料の3ページを御覧ください。

報告第3号 令和3年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

次のページの令和3年度南知多町繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和3年度に開催されました議会において、繰越明許費の補正措置を御可決、御承認いただきました10事業において、年度内に完了ができないため、記載のとおり令和4年度に繰越しをしました。

繰越しをいたしました事業は、社会保障・税番号制度システム整備事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、農業委員会による情報収集等業務効率化事業、有機農業産地づくり推進緊急対策事業、水産業強化対策整備事業、内海観光センター整備事業。

次のページになります。

学校保健特別対策事業、道路橋りょう施設災害復旧事業、以上10事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目ではありますが、10事業で6億316万6,000円であります。その財源は、国庫支出金1億3,620万5,000円、県支出金4億4,760万5,000円、町債300万円及び一般財源1,635万6,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第33号 公有水面埋立てに対する意見について（大字篠島）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第33号 公有水面埋立てに対する意見（大字篠島）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、データ6ページの議案第33号 公有水面埋立てに対する意見について、提

案理由の御説明を申し上げます。

次のページを御覧ください。

提案理由の説明でございます。データでは7ページになります。

1の提案の理由は、愛知県が行う篠島漁港区域内の公有水面埋立ての免許の出願に伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき愛知県知事から南知多町の町長の意見を求められたことについて、異議のない旨の回答をしたいので、同条第4項の規定により議会の議決が必要であるからでございます。

2の公有水面埋立免許の出願内容でございますが、(1)の埋立ての免許出願人は漁港管理者の愛知県で、代表者は愛知県知事、大村秀章でございます。

(2)の埋立ての区域は、南知多町大字篠島字照浜28番28及び45番36の地先公有水面でございます。

(3)の埋立ての面積は、1,931.39平方メートルでございます。

(4)の埋立地の用途は、漁港施設用地でございます。

次のページを御覧ください。

こちらは位置図でございます。埋立計画地箇所を赤色で表示してございます。

また、次のページを御覧ください。

合わせ図として、埋立区域を赤色、埋立てに関する工事の施行区域を緑色で表示してございます。

この次からのページにおいて、求積平面図、埋立地の利用計画の概要を表示した図面を添付してございますので後ほど御覧いただけたらと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

先日も説明していただきましたけど、1点だけお願いいたします。

説明では、漁業者の船の停留だとか倉庫の設置と、そのために円滑な推進になるもの

というそういうことが期待されております。

当該の、篠島の漁港の漁業協同組合、この埋立てに対する事業の意見については聞いておられるのか、聞いておられたらその内容を教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問でございますが、埋立ての願書の提出に当たっては、既に漁業協同組合のほうの同意書を添付した状態で頂いておりまして、意見を既に漁協のほうの考え方ということで同意をいただいているというふうに考えております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第34号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第34号の教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、大字篠島の折戸良直さんが令和4年7月14日をもって任期満了となります。

折戸良直さんにつきましては、人格、識見に優れ、また教育に関する経験も豊かであり、引き続き任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

折戸さんの主な公職歴を申し上げますと、平成24年度には篠島小学校のPTA会長並びに南知多町小・中学校PTA連絡協議会会長、平成27年度には篠島中学校のPTA会長を務められ、平成30年7月15日から現在まで教育委員を務められています。なお、任期は令和4年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、1点だけ質問させていただきます。

私も教育委員会を何度も傍聴して、折戸委員の丁寧で真摯な発言を聞いております。適任と思います。

この機会に当たって、ただ一点、法に関わった内容がありますので質問します。

今、町長が言われた地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地行法というんですが、この4条では、人格高潔、そして識見を有するものから議会の同意を得て任命すると。その5項のところは何と書いてあるかというと、教育委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならない、こういうふううたっております。

折戸さんは、今資料を見ますと57歳であります。地行法5項では、年齢や性別、職業のバランス、保護者の参加の配慮もうたわれております。折戸さんが再任されるとして、今1人欠員になっておりますが、現4人の教育委員は20代から60代まででどのような年齢バランスの人数構成になるのか教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員に申し上げます。

現在は、教育委員に対しての議案提案で、ほかの4人の提案については関係ありませんので、別の一般質問のときをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

それは、法律に関連しているんですよ。だから、例えば60代ばかりだった場合は、それは法律違反なんです。だから今回57歳の折戸さんが任命されますけど、今の教育委員会は20代が何人、60代が何人ということだけを聞いているんですから教えてください。

(「任命同意しておるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員に再度申し上げます。

過去の4人の方については、あなた任命同意されていますよね。なぜ今こんな質問するんですか。

○6番(内田 保君)

だから今、バランスがどうなるかと。過去は……。

○議長(石垣菊蔵君)

だから、前の4人のときになぜその意見を言わなかったんですか、それだけです。ですから答弁は要りません。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

後ほど、担当のほうで確認をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第35号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第35号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

議案第35号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの16ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、（仮称）南知多町立統合中学校を令和5年4月に開校するに当たり、学校名を正式名称に定めるため、令和5年4月1日に施行する改正条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の主な内容は、（仮称）南知多町立統合中学校の名称を南知多町立南知多中学校に改正するもので、別表関係でございます。

3. 施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

なお、提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第35号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第36号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第36号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、議案第36号 南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの24ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由です。地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。この条例は2条立ての改正となっております。

(1)の第1条の改正で、アの固定資産税関係は、(ア)DV被害者等保護のため、固定資産課税台帳証明書の交付において、DV被害者等の申出者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載することとされたことに伴う改正で、第20条の4関係であります。

イの個人の町民税関係は、(ア)上場株式等に係る配当所得等について、所得税と町民税の課税方式を一致させることとする等の改正です。第32条、附則第16条の3、附則第20条の2及び附則第20条の3関係であります。

(イ)給与所得者または公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、扶養親族等申告書にその旨を明記することとする改正で、第35条の3の2及び第35条の3の3関係であります。

(ウ)住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴い、適用期限を令和20年度へ、居住年を令和7年に改めるもの。また、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置がこの延長された期間に含まれることとなったため、当該特例措置を削除するもので、附則第7条の3の2及び旧附則第25条関係であります。

(2)の第2条の改正は、南知多町税条例の一部を改正する条例（令和3年南知多町条例第14号）の一部改正、個人の町民税関係における扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備で、第35条の3の3関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は、この条例は、令和5年1月1日から施行となります。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該各規定に定める日から施行となります。

ア、第1条中南知多町税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項、第35条の3第2項及び第3項並びに第51条の7の改正規定及び同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（南知多町税条例の一部を改正する条例（令和3年南知多町条例第14号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定、令和6年1月1日施行とする。

イ、第1条中南知多町税条例第20条の4第1項の改正規定及び附則第2条の規定は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日であります。令和6年4月1日施行となります。

(2)で、納税証明書に関する経過措置。

(3)で、町民税に関する経過措置について定めています。

提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけておりますので御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

法律に関わる論議ですので、丁寧な議会運営をよろしくお願いいたします。

まず、南知多町税条例の一部を改正する条例の24ページのDV被害についての説明のところを開いてください。

そこに、条例20条4項について、DV被害者の申請を除き、固定資産税の台帳を証明として交付し、被害者の住所等を記載しないようにすると。これはDV被害者の利益を守るもので、私も賛成します。その具体的な運用についてどうなのかということがちょっと分からないので質問します。

そこに説明のところに、DV被害者などの申出者の住所を記載せずと説明しております。などとは、被害者以外でも家族の誰かが申し出ればそれはできることを想定しているのか、それとも申出者は被害者だけなのか、それが1つ目。

それから2つ目です。具体的な運用で、固定資産台帳で本人の申請に基づいて住所に代わる事項の記載というふうになっております。例えばどのような記載をするのか、国からのマニュアルはあるのか、そのことについて説明してください。

それから3つ目です。P29、30の新旧対照表を見てください。個人住民税に係る公的年金受給者の扶養親族等の申告書に関わって、条例35条3の3で特定配偶者の氏名の申告が新たに追加されております。その理由は何ですか、ここには説明がないんですね。

それから4つ目、30ページです。附則第16条の3の2、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税特例について質問します。

附則の最後の部分で、町民税の所得割の納税義務者が前年度分の所得税について特定上場株式等の配当などに係る配当所得につき、同条1項の規定の適用を受けた場合に限り適用すると書いてあります。じゃあ、この同条1項の適用を私、探したんですがないんですね。規定ではどのような内容なんですか。この4つについて答えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。

なお、ウイルス感染症対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしく願いいたします。

〔 休憩 10時06分 〕

〔 再開 10時15分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

内田議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

先ほどの税条例の改正に関してですが、4点ほどあったと思います。

まず1点目が、固定資産税関係で、DV被害者等保護のためということで、DV被害者等の申出者というのが具体的にはどういった内容か、あと住所に代わる事項を記載するというので、それはどういった具体的な内容かということでありましたが、今回の改正は不動産登記法が改正されたことによるものです。登記名義人の住所が記載されている登記事項証明書は誰でもが取得可能であるため、DV被害者等から登記所に申出があった場合、登記事項証明書には当該者の住所を記載せず、住所に代わる事項が記載されることとされました。

この記載事項は、例えば、親族や知人の住所、支援団体の住所等が想定されています。それからDV被害者等ということですが、こちら対象者のほうはDV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法上の被害者等を想定しておるということで、今後、具体的な範囲はまた省令等で規定されてくるということでもあります。

続きまして、3点目ということで、条例の35条の3で特定配偶者の氏名の記載を追加するというふうになっておるが、その理由とか、例えばどのような記載かということではありますが、市町村は、配偶者及び扶養親族等の合計所得金額について給与支払報告書等の課税資料により把握していますが、今般、配偶者等が退職手当等を有する場合、給与取得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等に明記することにより、市町村が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう追加されたものです。

最後4点目、附則第16条の3第2項に規定する同条第1項の規定の適用を受ける場合に限り適用するとはどのようなことかということではありますが、附則第16条の3第2項の改正は、上場株式等の配当所得等に係る町民税の課税について、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用することとするものです。

これが同条第1項、つまり租税特別措置法第8条の4第1項の適用を受けた場合に限り適用するものとしています。この同条第1項の規定では、大口株主等が支払いを受けるものを除く規定となっておりますので、同様に大口株式等を除くために規定しているものです。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第36号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第37号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第3号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第9、議案第37号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川昌一君)

それでは、議案第37号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの36ページ、紙では1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,595万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,904万6,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

データ42ページ、紙では12ページ、13ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

1款1項1目議会費は1,498万7,000円の増額補正であります。これは、コロナ禍において議場設備のデジタル化を行うことで議会運営の効率化を図り、密を回避した議会運営が可能となるよう、マイクシステムやモニターを設置するための経費でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は344万2,000円の増額補正であります。そのうち、財産一般管理費は160万9,000円の増額補正で、コロナ禍においてオンライン会議などに柔軟に対応できるようにするため、大会議室や講義室などで使用するオンライン会議システム機器を購入するためのものであります。

庁舎等整備事業費は183万3,000円の増額補正で、本庁舎東側1階トイレ及び保健センター1階トイレの手洗い器を非接触式に取り替えるとともに、ウイルス除去効果のある殺菌灯を備えたエアータオルを設置することで感染予防体制を推進するための経費であります。

次に、7目基金費は3,000万円の増額補正であります。これは、個人からの寄附採納があったことに伴い、寄附金の使途について学校建設をはじめとした公共施設の更新に使ってほしいという寄附者の意向に沿うため、その全額を公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

次に、8目企画費は430万円の増額補正であります。これは、豊浜地区区長会の事務用機器の購入並びに篠島区の祭礼関係備品の購入などに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、相当額を補助金として交付するものであります。

次に、15目諸費は7,428万4,000円の増額補正であります。これは、議案第38号で御説明いたしますが、コロナ対策として南知多町水道事業が実施する予定の水道基本料金の6か月間の減免に対して補助金を交付するための経費でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費は291万1,000円の増額補正及び445万8,000円の財源更正を行うものであります。このうち財源更正は、新型コロナウイルス感染症により生じた保護者の経済的負担の軽減を図るため、6か月間の公立保育所の給食費の無償化を実施するための経費を財源更正するものであります。

賄材料費は198万3,000円の増額補正で、これは、コロナ禍における原油価格・物価高騰等における賄材料費の高騰分について、給食費の値上げなどの保護者負担を増やすことなく園児の栄養摂取に不足のない給食を提供するために賄材料費を増額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金は92万8,000円の増額補正で、私立保育所等におきましても公立保育所と同様の給食費に対する補助及び賄材料費の補助を行うため増額するものであります。

次に、43ページ、紙では14ページ、15ページを御覧ください。

中段の表になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は1,159万9,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス接種事業において、第2期追加接種、いわゆる4回目接種

を実施するための個別接種及び集団接種等に要する経費であります。

次に、7款1項商工費、2目商工業振興費は770万円の増額補正であります。これは、観光庁の地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業において採択されました南知多町、師崎商工会及び観光協会師崎支部などと共同で行う「崎っぽ料理開発プロジェクト」を実施するための経費でございます。

次に、44ページ、紙では16ページ、17ページを御覧ください。

9款1項消防費、4目災害対策費は160万円の増額補正であります。これは、師崎区自主防災会が発電機などの防災資機材を購入することに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は30万円の増額補正であります。これは、内海中学校が愛知県のICT活用教育推進校に指定されたことに伴い、オンライン学習や1人1台端末の効果的な活用を推進することを目的とした事業を実施するための経費であります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は134万6,000円の増額補正並びに2目教育振興費は568万2,000円の増額補正であります。これは、国のGIGAスクール構想の早期実現に向けた1人1台端末の導入により不用となった教育用パソコン等について、現在のリース契約の解約に要する経費及び教育用パソコンデータの消去、撤去等に必要な経費を計上するものであります。

次に5項保健体育費、3目体育施設費は533万5,000円の増額補正であります。これは、総合体育館にあるトレーニング機材、サーキットステーションが購入から30年以上経過し、老朽化しているため更新するものであります。

次に、45ページ、紙では18ページ、19ページを御覧ください。

4目給食施設費は1,246万4,000円の増額補正及び2,197万6,000円の財源更正を行うものであります。このうち財源更正は、新型コロナウイルス感染症により生じた保護者の経済的負担の軽減を図るため、7月から12月までの学校給食費の無償化を実施するための経費を財源更正するものであります。

賄材料費は296万円の増額補正で、これは、コロナ禍における原油価格、物価高騰等による賄材料費の高騰分について、給食費の値上げなどの保護者負担を増やすことなく、児童・生徒の栄養摂取に不足のない給食を提供するために賄材料費を増額するものであ

ります。

また、学校給食施設整備事業費は950万4,000円の増額補正であります。これは、旧学校給食センターを売却できる状態にするために必要な経費で、主な経費といたしまして、旧学校給食センター敷地確定及び建物登記業務委託料、汚水処理施設清掃委託料などを計上するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、40ページ、紙では8ページ、9ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は1,158万6,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費のうち、接種当日に係る経費などワクチン接種を行うことに対する負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1億499万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症に対応するための交付金で、町が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に対する交付金でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金は1万3,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費のうち、ワクチン接種体制の整備に対する補助金であります。

次に、6目商工費国庫補助金は600万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品創出事業に対する補助金であります。

次に、15款県支出金、3項委託金、7目教育費委託金は30万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました内海中学校が行うICT活用教育推進事業に対する委託金でございます。

17款1項寄附金、3目総務費寄附金は3,000万円の増額補正であります。これは、個人より学校整備をはじめとする公共施設整備に対して寄附がございましたので計上するものであります。

次に、19款1項1目繰越金は3,919万7,000円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものであります。

次に、41ページ、紙では10ページ、11ページを御覧ください。

20款諸収入、4項3目雑入のうち1節総務費雑入は430万円の増額補正で、豊浜地区区長会の事務用機器の購入並びに篠島区の祭礼関係備品などの購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、2節民生費雑入は445万8,000円の減額補正で、公立保育所の給食費の無償化を行うことに伴い、保育所主食費徴収金及び副食費徴収金を減額するものであります。

次に、7節消防費雑入は160万円の増額補正で、師崎区自主防災会が発電機などの防災資機材を購入することに対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、8節教育費雑入は1,757万8,000円の減額補正です。このうち、小・中学校の学校給食費徴収金は、学校給食費の無償化を行うことに伴い減額するものであります。

スポーツ振興事業助成金は、総合体育館のサーキットステーション購入に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金であります。

コンピュータ機器売払金は、小・中学校の1人1台端末導入により不用になった教育用パソコンの売払金でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、3点質問いたします。

コミュニティ助成事業の160万円ですね、災害防災の関係で発電機をというお話がありました。この160万円は、それぞれ内海だとか各地域に分けられるんでしょうか、その基準は何でしょう。

それから2つ目です。42ページのところです。非接触型手洗い器が180万円で計上されておりますが、大体幾つぐらいの器具が対象で、今後も増やしていく計画であるのかどうかお答えください。

それから最後です。43ページ、地域の稼げる看板商品創出ということで「崎っぽ料

理」、師崎のほうの關係に導入するということだそうです。これは観光庁から、いわゆる自然、食、歴史文化、芸術、地場産業、交通、様々な観光資源を生かしたコンテンツを開拓していくと。そのために最大1,000万円までいいよということの、そういう確か投資の案内だと思いました。

一応、なぜ600万円なのかと、それからもう一点は、この「崎っぽ料理」のところをもうちょっと詳しく、どのような構想をもってこの600万円を受けたのかということの説明してください。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

コミュニティ助成事業補助金、地域防災組織育成事業についての説明ですが、160万円のこの助成事業につきましては、師崎区自主防災会の実施事業でありまして、そのほかの内海、豊浜、両島などに配分されるものではございません。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

非接触手洗い器取替工事につきましては、今回の補正で庁舎の1階東側、男子トイレ1か所、女性トイレ1か所、あと保健センターの1階の男子トイレ1か所、女子トイレ1か所でございます。

そのほかの2階、3階のトイレにつきましては、また今後検討をしております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

地域の看板商品につきましては1,000万円の上限なのに600万円であるということか看板商品の創出開発事業につきましては、前例を見ながら見積りを取った結果770万円という形になります。

それと、「崎っぽ料理」の事業の内容につきましては、観光資源を活用したコンテンツの商品の開発並びにその開発した商品のプロモーションと、あと開発した商品のお試しツアーだとかモニターツアーの内容を組み込んでおります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

17款の寄附金ですけれども、これはどなたからか教えていただけますか。

あと、現金なのか、不動産なのかそういったこと。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの榎戸議員からの御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、こちらの3,000万円の寄附金でございますけれども、もともと片名御出身の方で、現在は知立市に在住の神谷ちとせ様という方でございます。

この御寄附につきましては、御本人の意向によりまして、これ以上の個人情報の公表は伏せていただきたいということでございますので控えさせていただきますが、この後、7月1日号の広報に、先日町長がこの御寄附に対しまして感謝状をお持ちしております。そのときの写真等と一緒に、今お話ししたぐらいの内容のことを広報の記事に掲載をさせていただきます予定をしています。

そして、これにつきましては現金での御寄附でございました。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第38号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第38号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

データの46ページを御覧ください。紙では1ページになります。

こちらの第1条、令和4年度南知多町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入は、第1款水道事業収益で、補正予定額48万4,000円を増額し、7億3,218万6,000円といたします。内訳としまして、第1項営業収益で7,620万円を減額し、4億9,963万7,000円、第2項営業外収益で7,668万4,000円を増額し、2億3,254万8,000円といたします。

次に、支出は、第1款水道事業費用で、補正予定額48万4,000円を増額して6億9,337万2,000円といたします。内訳としまして、第1項営業費用で、同じく補正予定額48万4,000円を増額し、6億5,457万5,000円といたします。

第3条、予算第6条「離島水道対策のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は1億77万円である。」を「離島水道対策及び水道料金の減額に要する経費のため一般会計（南知多町及び西尾市）からこの会計へ補助を受ける金額は1億7,745万4,000円である。」に改めます。

次に、収益的収入及び支出について、事項別明細書により説明を申し上げます。

少し飛びまして、データの52ページを御覧ください。紙では12、13ページをお願いいたします。

まず収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益7,620万円の減額は、水道料金で町民の経済的な負担を軽減するため、水道料金のうち基本料金及びメーター使用料の6か月を無料にするためのものである。

2項営業外収益、9目他会計補助金7,668万4,000円の増額は、無料化に伴う一般会計からの補助金を計上しております。

次に、支出は、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費48万4,000円の増額は、基本料金及びメーター使用料の6か月無料化に伴う総合住民情報システム改修に係る費用を計上しております。

なお、資料といたしましてキャッシュ・フローをはじめ関係書類を添付しておりますので御覧ください。

以上で、令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 請願第2号 「消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、請願第2号 「消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第2号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆さん、どうも御苦労さまでした。

〔 散会 10時50分 〕